

●香川県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和4年10月21日

香川県知事 池 田 豊 人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和4年8月21日	丸亀市国民健康保険本島診療所	丸亀市本島町泊494番地
令和4年8月26日	医療法人社団 西山脳神経外科病院	坂出市加茂町593番地1
令和4年8月31日	あゆむ歯科	坂出市元町三丁目5番24号
令和4年9月30日	井上整形リハビリクリニック	善通寺市原田町1085番地1